

○ 台兼に依拠の型に上置きの型を（留保型十ノ母大極細金線に印）

改 正 後	改 正 前
第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (20) (略) (21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 a (略) b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。 (22) ・ (23) (略) (24) その他 a ～ c (略) d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。 (25) ・ (26) (略) (27) 四半期損益計算書 a (略) b 当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。 (28) (略) (29) その他 a ～ c (略) d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。 (30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意（25）から（36）までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。 なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四	第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (20) (略) (21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 a (略) b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。 (22) ・ (23) (略) (24) その他 a ～ c (略) (新設) (25) ・ (26) (略) (27) 四半期損益計算書 a (略) b 当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。 (28) (略) (29) その他 a ～ c (略) (新設) (30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意（25）から（36）までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。 なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四

半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２ その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「４ その他」） <u>に記載することができる。</u> (31) ～ (36) (略)	半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２ その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「４ その他」） <u>に記載すること。</u> (31) ～ (36) (略)
--	--